

令和8年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和8年4月10日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和8年4月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター 視聴覚室
- 3 出席委員 18名
1番委員 櫛 渕 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 伸 一
4番委員 原 澤 辰 明 5番委員 原 澤 忠 告 6番委員 鈴 木 初 夫
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 田 村 吉 廣
10番委員 小 室 功 11番委員 村 山 正 美 12番委員 本 多 道 長
13番委員 小 池 康 雄 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 田 村 かつ子
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 櫛 渕 春 子 18番委員 江 口 眞 利
- 4 欠席委員 1名
19番委員 森 下 かおり
- 5 議事録署名委員
9番委員 田 村 吉 廣 10番委員 小 室 功
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴 木 茂 範 書記 中 山 文 弥 書記 倉 澤 寿美子
- 7 会議に附した事件
議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について（継続）
議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 協議事項・報告事項
(1) 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
(2) 農業経営改善計画の認定について
(3) 制限除外の農地等異動通知書について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。
- 開 会 みなかみ町農業委員会職務代理中島博恵開会を宣す。
顛 末 会長議長となり、議事録署名委員を9番田村吉廣委員、10番小室功委員を
指名し議事に入る。
議 長 4の議事に入ります。
 前回継続審議がありました。その審議から入りたいと思っております。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、4件うち継続1件。

こちらは、3月10日の審査において、基本要件である全部効率利用要件、地域との調和要件について、継続審査すべきと決定されたものです。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1朗読説明）

3条の基本要件である全部効率利用要件、地域との調和要件について、3月17日、本会議室にて、譲受人、〇〇〇〇〇氏にご足労いただき、鈴木保雄委員、事務局、会長にて聞き取りを行いました。

確認した事項を前事務局長より引き継いでおります。まずは、全部効率利用要件について。隣接の令和6年1月に3条申請により取得した〇〇〇〇〇の地面の高さに合わせて、田として利用していきたいため地面の整備に時間を要しており、今現在は耕作できていないが、本件が許可となったときには、他の農地を含め所有する全農地を耕作していく旨を伺いました。

次に、地域との調和要件について。〇〇〇〇〇〇に盛土がされており、大雨などのときに用水路への土の流入が懸念される件については、盛土された土は、本件が許可となったときには移動させるのとのことでした。移動させる際には、再度、形質変更届を提出くださるよう念を押してあります。年内に作業を終え、令和9年に耕作できるようにしていくとのことでした。

説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

話は、鈴木保雄委員からその後の見解といいますかご意見がありましたら伺いたいと思っております。いかがでしょう。

7番委員

7番、鈴木でございます。

前回申し上げたとおりでございます。その後のことは、会長に、また事務局に聞きにきてあります。

議長

今、答弁をいただいたんですが、実は私も立ち会ってお話を伺っておりました。そして、こちらの要件といいますか気がかりな要件は、話合いで全て了解していただいたということでございます。そういう見解を私は持っております。

この盛土についても、これは今年度はちょっと難しいですが、11月、年内いっぱいには片づけて、来年には耕作をしていきたいと。2枚を1枚ぐらいにしたいという旨をおっしゃっておられました。

それで、あとは鈴木委員がおっしゃられた用水が詰まったりということなんですが、U字溝を入れたりという案件については、今までの水路の中に町よりU字溝を頂いて、それを敷設しただけで水路を改修というか広げたり狭くしたり、そういうことはしてごさいませんという見解で。私は3条の要件に照らし合わせて、これはちょっと難しいなという案件は、それをお話合いの中でやっ

たことを履行していただければ問題はないかなという見解を持っております。皆様のほうからご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

2 番委員 2 番、近藤です。
 前回ちょっとこの会議を欠席させてもらったんですけども、場所は〇〇のすぐ脇ぐらいなんですよね。

議 長 そうですね、近いですね。地名がありますね。

2 番委員 それが〇〇で、〇〇〇はの上ですよ。

議 長 流木というか何かが詰まったり、〇〇〇が詰まったりしたことがあったりして、あそここのところが水浸しになったりというところで、それは自然災害によるもので、〇〇さんが関係しているわけではないので、これは地元として、地元というかそちらの集落の人たちが行政にお願いするとかそういうふうによって、改修工事をするんじゃないかな。この 3 条の案件とはちょっと違うかなと俺は思っています。そういうことが起きるでしょうね、山も荒れているから。

2 番委員 鉄砲水とかね。〇〇〇は前も、何年前だか、25 年ぐらいたっているかな。かなりの水が出たよね、あそこ。

7 番委員 私は盛土そのものというのは記憶にないんですけども、いつやったか。

議 長 それは、話合いに一緒におられたから、これは秋までには取って、それから下の弁と同じにして、そこを一体に造りたいという旨をおっしゃっておられたので、鈴木さんにはそのことを注視していただければと思っております。

7 番委員 7 番、鈴木でございます。
 ということは、11 月ぐらいにどかすということになれば、どかしてからでもこの案件はいいわけじゃないですか。私はそう思いますけれども。今回の今日決める部分じゃなくて、どかしてからの許可申請ということで。逆に言えば、いいと思う。

議 長 ほかのところも部分的にあるでしょう。ここのところで、ほかのところもあるんで、そちらもその話合いにご参加されているわけだから、それで直接本人からお話を伺っているわけだから。

2 番委員 いや、そこまでは私はいなかったから。その部分の土砂をどかすという部分の。11 月までにどかすという話は、私はその部分は聞いていない。

議 長 そうだな、事務局ちょっとメンバー違っちゃったからな。あれなんだけれども、それは俺、聞いています。ほかの方もそうおっしゃると思いますが、事務局的には。11 月までの。

事務局 自分も打合せには参加していなかったんで、直接本人から聞いていないとい

うことで申し訳ないんですけども、その後、昨年度の田村事務局長及び泉書記のほうから話は聞かせてもらっていて、現状盛土がされているという中で、そこを撤去をするという話も含めて今回3条申請が上がっているということです。かつ、今回の当該地を含め合計6筆を合わせた計画の申請内容ですので、一括ということで考えていただく必要があるのかなというふうには思っております。

あくまでも、確かに鈴木委員は、その場所だけ撤去してからというふうにご意見をいただきましたけれども、あくまでも一体的な利用で考えているという申請の内容で出ていますので、撤去をするという前提の中でお話が進みますので、そこで一回審議、ご検討いただければなというふうには思っております。

議 長

今も言われているように、そうすると、このところは〇〇さんは、合計6筆なんだけれども、ほかの2筆が動かないわけで、そうするとあと4筆も、これも〇〇さんとこに行かなくて耕作ができないという状況になってしまうのかなと思うので、これは個人が撤去するということを確認していただいておりますので、一体で認められればというふうに私的には考えております。

皆さんもご意見ありましたら、ぜひともお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りしてもよろしいでしょうか。

それでは、議案第12号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、7件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次朗読説明)

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。ありがとうございます。

番号1番について、担当委員さんからの調査報告をお願いしたいと思っております。

それでは、お願いいたします。

17番委員

17番、〇〇〇〇〇地区担当の櫛渕春子です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月4日、櫛渕武重さんとともに現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の下道のすぐ下の田んぼで、4日の日に〇〇さん宅をお伺いしたのですがお留守だったため、今朝、貸付人の〇〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。

貸付人が前貸受人から契約を解除したいとの申出があり、新たな耕作者として借受人が耕作の効率化、農業経営のため耕作したいということで借りるようになりました。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画を確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は270日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。

周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻耕作を計画されており、周辺の耕作は水稻のため支障はありません。そのほかに懸案事項は特にございません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号の番号2について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

2 番 委 員

2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月5日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇より南におよそ200mぐらいのところ です。5日、〇〇さんに電話にて確認いたしました。譲渡人が、申請地は相続により取得したが高齢のため、譲受人が野菜などを耕作したいということでした。新規参入ということで新規参入営農計画書の確認もいたしました。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は60日で、ジャガイモやキャベツを栽培するには十分な日数と思われます。周辺の耕作は、宅地のため支障ありません。そのほかに懸案事項は特にございません。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、皆様のほうからご質疑がありましたらお願いいたします。

これ引き継いでいますか。車が見えなかったんで。

事務局

その方のですか。車が見えなかった。

議 長

車が見えなかったんだけど、何か聞いていたっけ。俺ちょっと度忘れしちゃった。

事務局

今、土を入れ替えて農地になっているところが、以前ちょっと駐車場用地みたいにそういうふうに。畑で使いたいということで土の入替えも行って、現在4月に現地確認に行かせてもらったときには、畑も耕作できる状態に。

議 長	皆様のほうからご質疑賜りたいと思います。 (発言する者なし) 今の話はちょっと聞いていなかったかもしれないけれども、以前ちょっと頂いた資料の中に車が写っていたんですよ。ですから、これは困るなと思って、手続き何かしないといかんなということだったんですが、協議の結果、土を入れて畑にして使用したいということで、それならもう3条でいいだろうということでした。
3 番委員	3 番、内海です。 これは、〇〇の方が買い求める。
議 長	すみません、事務局。
事務局	譲渡人の息子さんになります。息子さんへの贈与という形になります。
議 長	ほかにございましたらお願いいたします。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第18号の2の案件は許可でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第18号の番号3について、担当委員さんからの調査報告を求めます。
17 番委員	17 番、〇〇〇〇〇地区担当の櫛淵春子です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 4月4日、櫛淵武重さんと現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇の道を挟んだすぐ下のところなんですけれども、4日に〇〇〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。貸付人が自作不可能のため、貸受人が稲作規模拡大のため耕作したいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は300日で、水稻を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻耕作を計画されており周辺の耕作は水稻のため支障ありません。そのほか懸案事項は特にございません。よろしくご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。このことにつきましてご質疑ありましたらお願いいたします。 (発言する者なし) 事務局にちょっとお尋ねいたします。 ここのところに使用貸借というのと、それから賃貸借というのがあるので、これは明確にはどのような定義づけになるのか。使用貸借というのは、全く耕作料を払わないでただ使ってくれというような感覚なのか、賃貸借となると「賃」と書いてあるからお金が絡んでくるのか、その辺、明確にもしできたらお答えいただければと思います。

事務局	使用貸借と賃貸借は、民法で定めされているというところがまずあります。使用貸借は無償です。無償で貸し付けることですね。あと、賃貸借は、名前のとおり、そういった支払、有償的に貸すというところがあります。 それ以外にも、修繕、民法で定められている部分でいうと、修繕をどちらが修繕を行うかとか、そういう決まりがあったりとか、あと契約期間の条件が違ってきたりとか、そういうのはあるんですけども、あくまで今回は無償か有償かというご判断でよいかなと思います。そういう法律上定められております。
議 長	担当委員さんに言われたんですよ。これどういうふうに違うんですかと言われたんですけども、俺のいい加減な見解だとちょっとまずいので。
事務局	ちなみに、今回の案件は賃貸借なので有償です。
議 長	分かりました。 皆様のほうから何かご質疑ありましたら、お願いいたします。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第18号の3の案件は許可でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。 続きまして、議案第18号、番号4について、担当委員さんからの調査報告を求めます。
10番委員	10番、〇〇〇地区担当の小室です。 農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。 4月3日に現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇の信号を北へおよそ50m入ったところにあります。4月3日に、〇〇さんに直接お会いしまして確認をしました。譲渡人の〇さんより、近年より譲受人に貸したように高齢のため借受人が譲渡人より取得し耕作したいということでした。新規参入ということで新規参入営農計画の確認もいたしました。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間の従事日数は240日で、野菜を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、野菜栽培、耕作のため計画されており、周辺の耕作は畑のため支障はありません。その他懸案事項は特にございません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。ただいまのことにつきまして、皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第18号の番号4の案件は許可でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号5について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

10番委員

10番、〇〇〇地区の小室です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

同じく4月3日に現地調査を行いました。申請地は、2つありまして、1つは〇〇〇〇〇を入りまして、〇〇〇を北へ100mぐらい入ったところと、もう一つは、〇〇〇の信号より南西に150m入ったところにあります。3日に、〇さんに直接お会いして確認いたしました。譲渡人が耕作していたが、高齢のため借受人が親戚の畑を借りて耕作したいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は240日で、野菜を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、野菜栽培と果樹を植えるとのことでありまして、計画されており、周辺の耕作は畑のため支障ありません。その他懸案事項は特にございません。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議長

ありがとうございました。このことにつきまして、ご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号の5の案件は許可でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号6について、担当委員さんからの調査報告を求めます。

2番委員

2番、〇〇〇〇地区担当の近藤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月5日、現地調査を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇より南へおよそ150mぐらいのところと。5日、〇〇さんに電話にて確認いたしました。譲渡人が相続したが耕作能力のないため、譲受人が土地が低いと高くして野菜などを耕作したいということでした。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は200日で、野菜を栽培するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、野菜など耕作を計画されており、周辺は農地がないため支障ありません。そのほかに懸案事項は特にございません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。皆様のほうからご質疑ありましたら、お願いいたします。

どうぞ。

6番委員

6番、鈴木です。

ここに盛土して土を埋めるという話なんですけれども、こういうのは農業委員会にかける前に、もし盛土の種類や町の指導要綱なり、あと環境課、ここで盛土が何平米以上はちゃんと許可をしております。前にも盛土問題も発生しているということだったんですけれども、〇〇もそうだったし、あと〇〇とか、何の許可も取らずにどんどんしているような気がします。そのところが懸念。

議 長

事務局、見解はありますか。

事務局

まず、今回の譲受人の〇〇さんに対して事前に形質変更届のほうを提出してほしいと。今後許可が下りたら提出をするようには伝えてあります。また、環境課のほうにも盛土規制法の関係で事前相談のほうを行っているという話も事前にはされているので、そういった法律、法令に関しては今後協議していく予定です。

ただ、やはり法律を基本的には遵守していただく必要はあるんですけれども、鈴木委員の言ったように、そういった規制の申請もされないというパターンももしかしたらあるのかもしれない。ただ、今回に関しては事前にそれを行ってくれという話は伝えてあります。

議 長

もしあれだったら、事務局、その辺を前もって提出書類を持ってきたときにその事項をしっかりお伝えいただけると。届出を出して後手にならないようにやっていただければ、鈴木委員の質問はないかなと思うんです。

今、俺もちょっと聞こうと思ったのは、地目は田んぼなんですけれども、盛土がしてあって、今度は畑で使いたいという意味のことですよ。田んぼでは使えないという、盛土をしてあるの。

2番委員

盛土というか道路より結構低い。上から見ると低いのは分からないんですけど、現地に行ってもらって道から結構低いんですよ。それで水がもう、もう耕作していないもので、脇に何かちょろちょろ流れているような感じで、だから、結構手を加えないとあれかなと。手を加えて盛土して、畑として道と平らにしてやるんだったらどうか、その辺はちょっと分からないんですけれども、そんな感じでやっていかないと駄目なのかなという感じは。

議 長

それは本人が、〇〇さんのほうで畑として、田んぼではなく畑として耕作していきたいという意向ですので。はい、分かりました。

皆様のほうからいかがでしょうか。

7番委員

7番、鈴木です。

ということは、盛土ということは、ここには盛土するとうたってありますけれども、〇〇の例は盛土も何もうたっていないですよ。変更ですよ。

議 長

また話に戻りますけれども、委員さんのほうから説明していただいたと思うんですが、後日提出してありますね。

事務局	後日提出するように。
議 長	いやいや、〇〇の件です。
事務局	〇〇は、今上がったじゃないですか。上がった分は、後日形質変更の届出は提出してもらっています。上がった分に関しては。
議 長	知らなかったということですが、出したということですね。 実は、俺は〇〇の座談会の際に出たんですよ。そしたら、〇〇さんは〇〇の〇〇だったものですから、わざわざ俺のところに来て実は聞いたんですよ。形質変更というのは届け出ないといけないんですよと言われてたんですよ。それはそうだよと言っちゃったんだよね。だけれども、〇〇さんだと思わなかったから、全然面識なかったんで、本人だと。それで、あれしたもんで、それは必要だよと言ったら、本人すぐ次の日か何かに事務局に飛んできて、形質変更届を遅くなっちゃって申し訳ないんですが、後になっちゃって出しますというので出された。
7 番委員	〇〇〇〇ということですか。
議 長	俺じゃないよ。俺は農業委員会ということで、〇〇の座談会にご招待されたので行ったんですよ。そしたら、会議から離れたときにその〇〇さんが来られて、でもこの案件を知らなかったんですよ。それで、形質変更というのは必要なんですか、会長ということで来たんですよ。だから、ああそれは必要ですよと言ったんですよ。そしたら、次の日、俺にはそれは関係しているとは思わなかったから即決で、いや出さなきゃだよと言ったんですよけれども、そしたらその場にすぐ次の日かそのときに飛んできた、夕方に寄ったのかな。〇〇の会議が終わってから。
事務局	手続的な話なんですけれども、農地の形質を変えるということは事前に形質変更届を出していただくというルールになっているので、今回〇〇のほうもやってしまったというあれなので、それは後日再提出、是正するために出していただくということです。今回のこの案件は、許可後に形質変更をするので、そのタイミングに形質変更を届けるということです。なので、やる前に出していただくのが大前提ということなので、そういったタイミングでやっていただく必要があります。
7 番委員	私思うんですけれども、ということは事務局と会長がいれば、地元農業委員は役に立たないということで要らないような感じなんです、いかがでしょうか。
議 長	それはないでしょう。ですから、そのところは、形質変更をしてあったり、それから鈴木さんがおっしゃられたように、また前に話が戻ってしまうんですが、水路に流れ込んでせき止めると、ダムの状態になるということですから、3条の要件的には俺もちょっと問題ないのかなと思っていただけれども、そういうことが地元の委員さんからご懸念があったので現地を確認させてもらった

り、それから本人にどういうふうにこれを今後どうするかというお話を伺うためにお話しを持ったわけです。そういう段取りをした。

事務局

それと、あくまでも形質変更届は農業委員会になるんですけれども、さっき言った鈴木初夫委員のお話があった盛土規制法にも関係する可能性もあるので、いろいろな法律を照らし合わせてリーガルチェックを行うという流れになるので、今回盛土規制法の部分は環境課のほうに相談をするだろうし、それ以外に、例えば面積が大きく地固まるような開発許可、協議なども必要になってくるので、基本的にはいろんな法律、ルールに沿って照らし合わせていくので、農業委員会という部分で切り取ると形質変更届で手続は終わってしまうんですけれども、いろんな他法令によっては駄目な場合もあるということです。これぐらい盛っちゃうと駄目だよと。

7 番委員

確かに盛土規制法というのがありまして、500mでしたか。それで基本的には盛土してはならないと規制法の中にはあるんだよね。だけれども、その盛土規制法も時と場合によってはしなければならない部分もあるだろうし、そのときに今度は、逆に今までのこうやって見ていくと、始末書を添付して許可を得ている事案がここに見られますけれども、今回の場合、始末書なんかは出ていないですね。だから、その本人、相手の承諾書、そういうものを添付してあるべきですけれども、その部分で許可、とおっていくのであれば、国会でもどこでもごめんなさいでおるんだからいいと思うんですけれども。それ以上、私は言うつもりもないけれども、ちょっと納得がいかない。納得のいかないところがありまして。

議 長

十分に事前に調査していただいて、今後そういうような形質変更であったりその辺は受け付ける前にしっかり押さえていただければと思っております。いかがでしょうか。

ほかにございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

では、お諮りいたします。

議案第18号の6の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号、番号7について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

13 番委員

13番、小池と申します。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月1日に現地調査を行いました。〇〇さんより約2km離れたところにあり、計9か所の土地がありますので、直接お会いして確認しました。譲渡は、先ほど事務局から説明があったとおり、家庭裁判所の審判のとおりです。譲受人、〇〇さんが田畑を耕作したいということで、所有した次第です。農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術も確実と思われます。年間300日は、〇〇さんのほうで田畑の栽培をするには十分な日数と思われます。周辺は今までどおりの土地ということで、農地の利用は支障ありません。ほかに懸案

議長 長 ありがとうございます。皆様のほうからご質疑がありましたらお願いいたします。
どうぞ。

事務局	申し訳ありません。裁判所の審判書の中での決定の金額そのままですので、その経緯等についてはちょっと確認しておりません。
-----	--

議 長 こういう案件、俺も初めてなんですよ。書類をちょっと見せていただいたんですが、それと今一生懸命いろんなあれだったんですが、1回聞いたくらいじゃ分かんないな。

 小池さん。

議 長 本当に初めてのケースかと思いますが、こういうことがあるんだなということをご承知おきいただくでしょうかいかなと。こういうケースがあるんだなと。

続きまして、議案第19号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりご説明を求めます。

◇（議案書・番号1朗読説明）

	以上になります。
議 長	ありがとうございました。担当委員さんからの調査報告を求めたいと思います。
15番委員	15番、〇〇地区担当の田村です。よろしくお願いします。 農地法第4条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。 申請地は、見ていただいたとおり道路より100mぐらい入ったところにあります。4月5日に現地に訪問いたしまして、申請者の〇〇〇さんにお話を伺ってきました。多分、〇〇さんの先代のときからそこは通用口、道路だったので、農地だと思っていたなかったというお話を聞きました。写真を見ていただいたとおり、家の周りが全部畑、自耕作地にあるので、どこから入るというのが全然なかったので、多分昔は車がなかったので、歩いて入って、その辺から入ったんだろうなという感じだったんですけども、そんな感じで今回発覚したので始末書をつけさせていただいたとおり、転用目的というのは明確なので、特にほかの農地への影響もないと思われます。 以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。今、上に5-5と書いてあったから、関連で何か宅地か何かになるわけですね。 皆様のほうからのご質疑ありましたらお願いいたします。 (発言する者なし) ないようですので、お諮りいたします。 議案第19号の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明がございます。
事務局	9ページをお開きください。 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、5件。 次のページをお開きください。 ◇(議案書・順次朗読説明) 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 議案第20号、番号1について、担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
3番委員	3番、〇〇地区担当、内海です。 農地法第5条の報告をいたします。 申請地は、〇〇〇〇より南西方向へおよそ250mのところにあります。すぐ隣の白いところが、〇〇〇〇さんの敷地となっていて、すぐ横に少し狭

い土地があるんですが、畑なんですが畑として使うには狭すぎるので、そこを
買い取って自分の庭にしたいということの要請でした。持ち主は〇〇〇〇〇〇
〇のほうに住んでいまして、全然管理できるような状態ではなさそうなんです
ね。高齢であることもあり、その土地を連絡して売ってくれないかということ
で申請して、了解を得たということで申請が出ました。

使用目的の確実性につきましては、もうほとんど自分が庭みたいな感じの土
地なので特に問題はないと思います。

それから、その土地は庭みたいな感じですぐ隣もまた住宅地の敷地になって
いまして、これが特にほかの農地に影響を与えるようなことはないと思われま
す。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置
についても、想定される被害等はないと思われます。その他に想定される懸案
事項は特に見当たりませんでした。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。皆様のほうからのご質疑ありましたらお願いいた
します。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第20号の1の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第20号、番号2について担当委員さんからの調査報告を
お願いいたします。

5番委員

5番、〇〇〇〇〇〇地区担当の原澤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

申請地は、〇〇〇〇〇より東へおよそ200mのところ、〇〇〇〇〇の南
ということになります。4月1日、調査を行いまして、申請者の〇さんに確認
いたしました。今回みなかみ町で休耕中の田んぼに〇〇〇〇〇を建てる計画を
いたしております。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計
書、令和8年度予算書で確認でき、実行は確実と思われます。申請面積の妥当
性も適当と思われます。周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地
の営農を行う上での支障が発生する見込みはございません。同様に、転用する
ことによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定され
る被害等はないと思われます。その他に想定される懸案事項は特に見当たりま
せん。

よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。〇〇〇〇〇ということで公共的な施設かなと思う
ところですが、皆様のほうからのご質疑ありましたらお願いいたしま
す。

(発言する者なし)

それでは、お諮りいたします。

議案第20号の2の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

	(「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第20号、番号3について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。
7番委員	7番、〇〇担当の鈴木でございます。 農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 先日、7日に現地調査に行きました。そのほか想定される懸案事項等はございませんので、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。皆様のほうからのご質疑ございましたらお願いいたします。全く大丈夫というお墨付きでございますが。 (発言する者なし) 質疑がないようですので、お諮りいたします。 議案第20号、3の案件は許可相当でよろしいでしょうか。 (「はい」の声) それでは、許可相当と決定いたします。 続きまして、議案第20号、番号4について担当委員さんからの調査報告をお願いします。
9番委員	お世話になります。9番、担当地区の田村です。 農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は、〇〇〇地区、〇〇〇〇号沿いにあります。道路からすぐ入ったところなんですけれども、4月6日に現地調査を行い、翌日電話にて申請者、〇〇〇〇さんに確認をいたしました。もう既に15年ほど使っているということで、恐らく申請を怠ったということに気がついて今回の申請に至ったものと思われれます。当該地は既に事務所及び資材置場、駐車場用地として使用していて始末書があるんですけれども、申請面積の妥当性で周辺の状況下においても適当と思われれます。周辺農地の営農条件の支障ですけれども、もう既に15年使っていて問題等は発生していないということでもあります。南側に畑、それと果樹園のようなものがあつたんですけれども、今までの間に問題等は発生していないと思います。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置も問題ないと思われれます。その他想定される懸案事項はございません。よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。皆様のほうからのご質疑いただければと思います。 (発言する者なし) これ事務局に伺っても、ちょっとまずいかなと思うんだけれども、これだけの面積で1,600だから、これだけのものをいろんなものがつくってあってやってあつたというのは、推進員のほうから報告は受けてなかったのかな。
事務局	古いものなので外れてしまうんですよね。農地パトロールでは農地外という判断だったのかなと。
議 長	今回こういう形で是正されるということでございますので。

皆様のほうからご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

お諮りいたします。

議案第20号の番号4の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第20号、番号5について担当委員さんからの調査報告を求めます。

15番委員

15番、〇〇地区担当の田村です。

先ほど農地法4の1の件と同じなんですけれども、4月5日に現地を見て、申請者の〇〇〇さんに確認いたしました。次男の息子さんが子育てのためにおうちを建てたいということで、何年か前からそういう話を伺ったんですけれども、今回申請されて申請書や見積書、設計書、資金等が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいということなので、調べて見に行ってきました。〇〇地区のちょうど真ん中にご自宅が今あるんですけれども、すごい景観がよくて里山として南に向かって山々が見えたり風が通るところなので、子育てが最適な場所であるかと思われます。申請の面積も妥当で、周辺の状況からも適当と思われるしております。農地も、周りは父親の農地なので特に問題はないと思われます。特に周りに住宅を建てることによって生ずる付近の農地などに対する被害等も想定される被害はないと思います。特にそのほかはないと思われますので、この件は皆さんに審議していただきたいと思います。よろしく願いします。

議長

ありがとうございました。皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。これは農振除外を受けていますね。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号の5の案件は許可相当でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、次第の5、協議事項・報告事項に入らせていただきます。

令和8年度最適化活動の目標の設定について、事務局より報告がございます。

事務局

12ページをお開きください。

令和8年度最適化活動の目標値の設定となります。

これは、農業委員会は法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地の最適化活動を行っております。これを毎年、目標設定を各農業委員会で定めることになっており、これを公表することとなっております。今回の設定値については、群馬県農業会議に既に確認をしておりますので、委員の皆様にご確認いただき決定したいと思いますので、よろしく願いします。

農地の集積ということで、現状みなかみ町は集積率21.6%ということになります。これはこれまでの集積面積が343.9ha割る管内の農地面積1,

590haという計算になります。今回の8年度目標としては、23.2%を目標として設定しております。12年度までの目標集積率を66%までするような目標を設定しており、この数字は群馬県の農地中間管理事業における集積面積の目標と同じとなっております。

なお、国の現在の集積率は61.5%で、群馬県全体でいうと43.8%、みなかみ町は先ほどお伝えした21%でちょっと低い数字となっております。一番多いのは、北海道で92.5%で、80%を超えるのは北海道のみとなっております。

最適化活動を行う目標日数については、昨年度と同じとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

議 長 これは皆さんに御承知おきいただく、それとも、ここで審議をいただいて農業委員会で決定というような報告が必要なんですか。

事務局 決定していただき、公表という形になります。

議 長 決定する。皆さん、ただいまの説明の中でご質疑ありましたらお願いいたします。何か気になることがあればご質疑いただきたいと思います。

（発言する者なし）

質疑がなければ、原案どおりということで農業委員会の結果として決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「ありません」の声）

ご同意いただきました。

局長、いいですか。

事務局 ありがとうございます。

議 長 続きまして、農業経営改善計画の認定について、事務局より説明がございました。

事務局 15ページをお開きください。

報告2、農業経営改善計画の認定について。

継続3件、認定日は令和8年3月25日です。詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。皆様から何かご質疑あればお伺いしたいと思います。

（発言する者なし）

ないようですので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、制限除外の農地等異動通知書について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお開きください。

協議事項・報告事項3、制限除外の農地等異動通知書について。
農地法第5条第1項各号による届出について受理したことをここに報告いたします。

詳細につきましては、記載のとおりです。

以上、報告を終わります。

議 長

皆様のほうからご質疑ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

ないようですので、ご確認、それからご承知おき願えればと思っております。

次に、次第の6に移らせていただきます。

皆様のほうからその他で何かございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

私のほうからひとつご提案というか皆様にご相談申し上げたいことがございます。それは、研修、先進地なりちょっとお勉強をするのがいいのかなと考えております。そういう研修的なものをやるかやらないかをまずお諮りいただきまして、いかがでしょうか。ご意見ある方はお願いいたします。

(発言する者なし)

いかがでしょうか。

4 番 委 員

4 番、原澤です。

研修ということなのですが、研修の目的等が明確であれば非常にいいと思いますけれども、みんなで出かけるのが目的であれば、あまり意味がないのかなと。

議 長

それは難しい質問だな。

4 番 委 員

農業委員会としては、どういうのが目的になりますか。

議 長

多方面で、過去にはそういうものも含めて、外に飛び出しているいろんなことを学ぶのもひとつの農業委員会の活動の一つかなとは考えるものです。今言われたように、目的を明確にしろと言われると。

4 番 委 員

具体的に他の自治体の農業委員会の方と交流会を持つですとか、あとは農業会議、群馬県、各県にもありますけれども、こういうところへ行って農業会議の仕事を学んでくるとか、そういうことなんでしょうか。

議 長

いや、どこか先進地を視察したり、今までですと研修旅行のほうも半分、半分ぐらいになっておられるかと思いますが。

4 番 委 員

じゃ、過去でやられたような研修旅行に関して、資料というのは事務局に残っていらっしゃるでしょうか。

事務局

ちょっとコロナ禍とかあったりとかで多分抜けてはいると思うんですけども、過去のものは書類としては残っていると思うので、一旦それをじゃ、こち

らで確認をして、どのようなことを行ったかとか、どんなところに行ったとか、そういうのは次回の定例会のときに報告させていただければなと思いますので、それを材料にまた皆さんと協議してご検討いただければなと思います。

議 長

ということで、資料の提供を求められましたので、ここから先にお諮りすることはちょっと難しいのかなと。次回のときに引き続き、この案件、皆さんにお諮りする形かなと思っております。

ほかに参考意見として皆さんのほうからのご意見ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

ないようですので、この案件は一旦切ります。

ほかの案件で、皆さんのほうで、その他でご報告がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

事務局、何かございますか。

（「特にございません」の声）

それでは、以上で本日の議事、報告事項の全てを終了いたします。

ありがとうございました。

事務局に司会のほうをお返しいたします。

事務局長

それでは、次第の7、閉会のほうを江口職務代理、お願いいたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理江口眞利閉会を宣す。

〔午後3時9分〕

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する

9 番委員

10 番委員